

# 「来て・見て・感じて」お試し移住体験 in きじょう実施要綱

（令和4年 7月13日）  
（要綱第 18 号）

## （目的）

第1条 この要綱は、木城町（以下「町」という。）への移住を検討している者にお試しで移住を体験するために必要な仕組みを提供することで、町での生活体験をしながら移住に必要な情報を収集すること、又、観光・地域資源の体験（以下「移住体験等」という。）を行う機会をつくり、町への移住や交流・関係人口の創出を推進し、もって、地域の活性化を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住体験事業 町に移住を検討する者に対し、移住体験等の仕組みを提供し、本町への移住促進及び町のPRを促す事業をいう。
- (2) お試し移住施設 一般社団法人木城町ふるさと振興協会（以下「振興協会」という。）が管理、運営する施設であって、お試し移住を行う者に賃借し使用する施設をいう。

## （対象者）

第3条 お試し移住体験事業の利用対象者は、町外に住所を有する者であって、町に移住を検討する者及びその家族とする。

## （利用の期間、回数等）

第4条 お試し移住施設の利用期間は、2泊3日以上4泊5日以内とする。

2 お試し移住体験事業を利用できる回数は、1家族あたり1回までとする。

## （申請）

第5条 お試し移住体験事業の利用を希望する者（以下「利用申請者」という。）は、利用開始希望日の1か月前までに、次に掲げる書類を添えて木城町お試し移住体験事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を町長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 申請者が本人であることを確認することができる書類の写し（官公署が発行する顔写真付きの書類）
- (4) その他木城町長（以下、「町長」という。）が必要と認める書類

## （利用の決定）

第6条 町長は、前条の規定による利用申請書の提出を受けたときは、その内

容を審査し、利用を認めると決定したときは、木城町お試し移住体験事業利用決定通知書（様式第4号）により、利用を認めないと決定したときは、木城町お試し移住体験事業利用却下通知書（様式第5号）により利用申請者に通知するものとする。

- 2 前項に定める審査を行うにあたっては、必要に応じて面談により活動計画等の内容確認を行うものとする。

（移住体験等の支援）

第7条 町長は、前条の規定によりお試し移住体験事業の利用を許可された者（以下「利用者」という。）に対して、次の各号に定める支援を行うものとする。

- (1) お試し移住施設の利用
- (2) 観光・地域資源の体験活動
- (3) 移住相談等、移住支援に関する情報の提供
- (4) その他町長が特に必要と定める支援事業

- 2 前項に規定する支援については、その全部又は一部を振興協会に委託することができる。

- 3 前項に定める委託の範囲については、別途委託契約を締結し明らかにするものとする。

（滞在費等の助成）

第8条 町長は、利用者がお試し移住施設に滞在する場合、その滞在及び町内での体験活動並びに利用期間におけるレンタカー借上げ料に係る費用の一部を助成するものとする。

- 2 前項の規定により助成する額は、別表に定める。

- 3 前条第2項に規定する委託により支援事業を実施する場合には、振興協会を通じて助成を行うものとする。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、お試し移住体験事業の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し移住施設の利用にあたり、当該お試し移住施設を管理する者の指示に従うとともに、善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (2) お試し移住施設の設備及び備品の毀損、紛失等が生じた場合は、直ちに当該お試し移住施設を管理する者に報告すること。
- (3) 利用期間中にあつては、移住に必要な情報の収集等を除き、町内において活動することを原則とすること。
- (4) その他お試し移住体験事業の利用に関して、町長が指示する事項を遵守すること。

- 2 利用者は、お試し移住施設の利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者以外の者をお試し移住施設に宿泊させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
- (3) 興行の用に供するために、お試し移住施設を利用すること。
- (4) 展示会その他これに類する催しを、お試し移住施設で開催すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
- (6) お試し移住施設に文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) お試し移住施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (10) その他利用者たるにふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消し)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、お試し移住体験事業の利用を取消し、又は停止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、お試し移住体験事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) 利用者が、お試し移住体験事業の利用の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が、お試し移住体験事業の利用を取消す必要があると認めるとき。

(実績報告書の提出)

第11条 利用者は、お試し移住体験事業の利用が終了したときは、お試し移住体験事業利用報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(同行及び立入り)

第12条 町長は、お試し移住体験事業の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ずに、当該利用者の活動への同行及びお試し移住施設への立入りをすることができるものとする。

2 利用者は正当な理由がある場合を除き、前項に規定する同行及び立入りを拒否することができない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、お試し移住体験事業の利用において、故意又は重大な過失により第三者及びお試し移住施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し移住体験事業の利用において発生した事故については、お試し移住施設において当該お試し移住施設が当然に有すべき安全性を欠いていることに起因して発生した事故を除き、町長は、その一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表

助 成 区 分	1組あたり助成額
お試し移住施設宿泊費	利用期間1泊あたり6,000円
観光・地域資源体験活動費	利用期間1泊あたり2,000円限度 ※1日の利用限度を2,000円とする
レンタカー借上げ料	利用期間1日あたり5,000円限度